

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて

令和5年10月25日

五條市における「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて」以下のとおり変更します。

介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護状態になっても、その人の持つ能力に応じて自立した日常生活を営めることができるよう必要な給付が行われます。

軽度者（要支援1・2、要介護1）に対する以下の種目については、介護保険給付は原則対象外です。福祉用具の安易な利用は、利用者の自立を阻害するおそれもあるため、例外給付を申請する際には、利用者の状態像及び福祉用具の必要性を慎重に精査し、主治医の医学的所見やサービス担当者会議等により十分検討してください。

《原則対象外となる福祉用具》

- | | | |
|---------------------------------|--------------|--------------------|
| ・車いす（付属品含む） | ・特殊寝台（付属品含む） | ・床ずれ防止用具 |
| ・体位変換器 | ・認知症老人徘徊探知器 | ・移動用リフト（つり具の部分を除く） |
| ・自動排泄処理装置（尿のみ自動的に吸引する機能のものは除く） | | |
| *自動排泄処理装置については、要介護2・3の者も原則給付対象外 | | |

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の取扱いについて

1. 基本調査の結果による判断

軽度者に対し、原則給付対象外としている福祉用具を貸与する場合は、直近の認定調査の結果を表1「判断基準(平成27年厚生労働省第94号告示第31号のイで定める状態の者)」で確認してください。

確認の結果、該当する場合は、主治医意見書等を参考にサービス担当者会議により適切なケアマネジメントを行いケアマネジャーが判断してください。

この場合には、市への届出は不要とします。根拠となる記録（サービス担当者会議録・認定調査の写し・主治医意見書等）は大切に保管してください。

2. 基本調査の結果がない場合の判断

車いす及び車いす付属品「(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められるもの」、移動用リフト「(三) 生活環境において段差解消が必要と認められる者」については、該当項目がありません。これらの場合、主治の医師から得た情報、福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じ、適切なケアマネジメントによりケアマネジャーが判断することになります。

この場合には、市への届出は不要とします。ただし、判断された根拠となる記録（サービス担当者会議録・認定調査の写し・主治医意見書等）は、大切に保管してください。

なお、この場合、居宅（介護予防）サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度で行うこととされています。

要介護者は、1回/月、要支援者は、1回/6月(最長)のモニタリングを必ず行ってください。

表1 判断基準【平成27年厚生労働省第94号告示第31号のイ】

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす 車いす付属品	次のいずれかに該当する (一)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(二)日常生活範囲における移動支援が特に必要と認められる者	適切なケアマネジメントにより指定居宅(介護予防)支援事業者が判断します。
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する (一)日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	(二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれかに該当する (一)意見の伝達、介護者への反応、記憶、理解のいずれかに支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7 のいずれか「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15の いずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動リフト(つり具の部分を除く)*1, 2	次のいずれかに該当する (一)日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-8 「3. できない」

	(二)移動において全介助を必要としない者	基本調査2-1 「3. 一部介助」又は 「4. 全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	適切なケアマネジメントにより指定居宅(介護予防)支援事業者が判断します。
カ 自動排泄処理装置	次のいずれかに該当する (一)排せつが全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」

3. 基本調査の結果では例外給付とならない場合

表1に該当する(1. 2.)場合は、市への確認は不要です。ただし、該当しない場合であって表2「(介護予防)福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像(i、ii、iii)」に該当し、サービス担当者会議等を通じて適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が自立支援に特に必要と判断された場合(医師が判断するものではありません。)で、五條市が書面等において確認することにより、貸与可能と判断できる場合には、例外給付を受けることができます。この場合においては、市への確認申請が必要です。

表2

<p>i 疾病その他の原因により、状態像が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第94号告示第31号のイで定める福祉用具が必要な状態に該当する者 (例えば、パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)</p> <p>ii 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期のうちに第94号告示第31号で定める福祉用具が必要な状態に該当する者 (例えば、がん末期の急速な状態悪化)</p> <p>iii 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第94号告示第31号で定める福祉用具が必要な状態に該当する者 (例えば、ぜんそく発作による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)</p> <p>⑨括弧内の状態は、あくまでもi～iiiの状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎません。当該病名が例外給付対象というわけではありません。</p>

【手続について】

①利用者の状態の確認

表2の状態である可能性があり、福祉用具を使用することが利用者の自立支援に効果的であることを確認します。

②医師への聞き取り等

医師から医学的所見を確認します。

⑤表2のいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断される必要があります。(疾病名を含む医学的な所見・該当する状態を具体的に聴取してください。)

③サービス担当者会議の開催

医師から医学的所見を確認後、サービス担当者会議を開催します。

記録には、医師の所見・医師名を記入してください。

④市への確認依頼

以下の書類を市へ提出してください。

ア. 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認依頼申請書

イ. 医学的所見を確認した書類(主治医意見書・診断書・診療情報提供書)

ウ. 「サービス担当者会議の要点」又は「介護予防支援経過記録」

エ. 「居宅サービス計画書(1)(2)⑤」又は「介護予防サービス支援計画表(1)(2)⑤」

【共通事項等】

①利用期間

・原則、要介護・要支援認定の有効期間終了日まで

・有効期間終了日が変更となった場合は、変更となった日まで

利用期間変更事由	確認利用期間の終了日
要介護認定の区分変更申請を行った	区分変更の申請日の前日
五條市から他市町村へ転出した	他市町村への転入日の前日

②モニタリング等で必要ではないと判断された場合は、給付を中止してください。

③認定結果が判明するまでに暫定利用する場合

ア. 認定調査が終了しており「1. 基本調査の結果による判断」に基づきケアマネジャーが判断した場合は、「1.」の手続きが可能です。ただし、調査結果は審査会日より有効となります。

イ. 認定調査が終了しており「2. 基本調査の結果がない場合の判断」に基づきケアマネジャーが判断した場合は、「2.」の手続きが可能です。ただし、調査結果は審査会日より有効となります。

ウ. ア・イの判断が難しい場合は、介護保険係に相談の上「3. 基本調査の結果では例外給付とならない場合」の手続きとなります。この場合、提出書類のエは「暫定居宅サービス計画書(1)(2)⑤」又は「暫定介護予防サービス支援計画表(1)(2)⑤」となります。

ただし、要支援1・要支援2が想定される場合は、必ず地域包括支援センターに相談・承認を得てから手続きを行ってください。

認定結果確定後の再提出は、不要とします。

④イ・ウの場合、主治医の意見聴取なしにサービス担当者会議を開催できませんので気を付けてください。

【例外給付確認申請に際しての留意事項】

●本人や家族の希望だけで導入しようとしていませんか。

軽度者に対する福祉用具の貸与は原則として給付対象外です。適切なケアマネジメントに基づいて貸与してください。

●医師と連携し、利用者の状態像について十分把握しましたか。

●サービス担当者会議で福祉用具の必要性、効果等を十分に検討しましたか。

利用者の身体状況や生活環境などから「なぜ福祉用具の貸与が必要なのか」「福祉用具を利用することで利用者の身体、生活がどのように改善見込まれるのか」「自立支援となっているか」など、十分検討してください。

●提出書類（ケアプランや支援経過記録）をみて、客観的に判断できるものになっていますか。誰が見ても例外給付の対象となることが判断できる記録（提出書類）となっていますか。

●市への確認依頼は、サービス提供開始前に必ず提出してください。申請日前の利用期間については、給付の対象外となります。（申請書の受付日から算定できます。）

ただし、末期がん等心身の状態が急速に悪化することが確実に見込まれる方が、退院がきまり急遽福祉用具が必要とされる場合などは、事前連絡により調整することができます。

●確認利用期間終了以降も引き続き福祉用具の貸与が必要な場合は、終了前に再度手続きが必要となります。「3.」の手続きにおいて、市への確認依頼なしに例外給付を利用された場合は、給付の対象外となりますので原則2週間前までに手続きを行ってください。

●「3.」の手続きにおいて、医学的所見に基づくため、先にサービス担当者会議を行うことはできません。

（主治の医師とは、必ずしも主治医意見書を書いた医師に限定されるものではなく、利用者の身体状況を把握している医師のことです。）

●認定結果が遅れるなどの理由で認定有効期間開始にサービス担当者会議の開催が間に合わない場合は、介護福祉課保険係にご連絡ください。

●特殊寝台の貸与について

特殊寝台が必要ですか。まずは、一般寝台の利用を検討してください。申請の際は、一般寝台では対応できない理由を明確にしてください。

本人の病名・症状・身体状況・生活状況・家族状況や援助内容や使用することで期待できる自立支援の効果など、誰が読んでも必要性がわかる内容をサービス担当者会議記録等に記入をしてください。

◎その他、判断に困る場合は介護福祉課保険係までご相談ください。